

歯と口の健康週間イベント  
くきれいな歯・一生つきあう・  
パートナーズ

日時 6月2日(日)10時～14時  
場所 F Kホールディングス生  
涯学習センターきらん

内容 歯の健康教室、歯科・矯  
正歯科相談、口腔清掃指導、  
フッ化物塗布、摂食・嚥下相  
談、ポスター・口腔ケアグッ  
ズの展示など

問 室蘭歯科医師会  
(☎④3522)

生活習慣病予防健診のご案内

全国健康保険協会は、35歳～  
74歳の被保険者を対象に本健診  
を実施し、年度内一人一回に限  
り、健診費用の一部を助成して  
います。

5大がん検診を含めた充実し  
た項目を用意しているほか、令  
和6年4月から付加健診(節目  
の年齢で受けることが望ましい  
より詳細な健診)の対象年齢が  
大幅に拡大しています。ぜひご  
利用ください。

問 全国健康保険協会北海道支  
部 (☎011-726-0352)

所得税および個人住民税(市・道民税)の定額減税の概要

問い合わせ 税務グループ (☎⑧1155)

令和5年12月22日に閣議決定された『令和6年度税制改正の大綱』において、賃金上昇が昨今の物価高に追い付いていない国民の負担を緩和するため、デフレ脱却の一時的な措置として、令和6年分の所得税と令和6年度の個人住民税(市・道民税)について定額減税が行われることになりました。このたびの定額減税の概要は次のとおりです。

区分	所得税(国税)	個人住民税(地方税)
対象者	令和6年分の合計所得金額が1,805万円以下である方	令和5年中の合計所得金額が1,805万円以下で、所得割額が課税されている方
定額減税の額	納税者および配偶者を含む扶養親族(国外居住者を除く)1人につき3万円 ※配偶者と子2人を扶養している場合、減税額の合計は12万円となります。	納税者および配偶者を含む扶養親族(国外居住者を除く)1人につき1万円 ※配偶者と子2人を扶養している場合、減税額の合計は4万円となります。
実施の時期・方法	給与所得者(会社員)の場合 6月1日以後最初に源泉徴収される所得税から順次控除	特別徴収 給与から天引きの場合 定額減税後の税額を7月分から翌年5月分までの11回で天引き 公的年金などから天引きの場合 10月支払分の年金より天引きされる所得割額から順次控除
	公的年金などの受給者の場合 6月1日以後最初に源泉徴収される所得税から順次控除	
	事業所得者などの場合 原則、令和6年分の所得税の確定申告の際の所得税額から控除	普通徴収 納付書払い・口座振替の場合 第1期分(6月分)の税額から順次控除
減税しきれないと見込まれる方への給付金(調整給付)	定額減税の額が、定額減税を行う前の所得税額や個人住民税所得割額を上回ることによって、定額減税しきれない事案が見込まれます。この場合は、個人住民税を課税する市区町村が定額減税しきれない差額を国の示す計算方法に基づき給付することとなります。 ※この給付の対象となる方には、7月ごろを目途に給付を開始する予定です。	
所管官庁	国税庁(税務署)	市区町村の役所(場)

※詳しい制度の内容は、国税庁ホームページ、市公式ウェブサイトをご確認ください。



国税庁  
ホームページ



市公式  
ウェブサイト



「申し込み」中の「G」は「グループ」の略です